

大阪市告示第1202号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年9月2日（月）	午後4時40分から
	令和6年9月9日（月）	午後8時まで
	令和6年9月17日（火）	午前10時から
	令和6年9月24日（火）	午後8時まで
	令和6年9月30日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年9月2日（月）	午前6時15分から
	令和6年9月9日（月）	翌日午前2時まで
	令和6年9月17日（火）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年9月24日（火）	午前6時15分から
	令和6年9月30日（月）	翌日午前2時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年9月1日（日）	午前8時30分から 午後9時まで

	令和 6 年 9 月 7 日（土）から 同月 8 日（日）まで	
	令和 6 年 9 月 14 日（土）から 同月 15 日（日）まで	
	令和 6 年 9 月 21 日（土）から 同月 22 日（日）まで	
	令和 6 年 9 月 28 日（土）から 同月 29 日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 6 年 9 月 1 日（日）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 6 年 9 月 3 日（火）	
	令和 6 年 9 月 4 日（水）から 同月 6 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年 9 月 7 日（土）から 同月 8 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 6 年 9 月 10 日（火）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年 9 月 11 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時 30 分 まで
	令和 6 年 9 月 12 日（木）から 同月 14 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年 9 月 15 日（日）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで

令和 6 年 9 月 16 日（月）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 9 月 18 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時 30 分 まで
令和 6 年 9 月 19 日（木）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
令和 6 年 9 月 20 日（金）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 9 月 21 日（土）から 同月 22 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 6 年 9 月 23 日（月）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 9 月 25 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時 30 分 まで
令和 6 年 9 月 26 日（木）から 同月 28 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 9 月 29 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 11 時 45 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）